

●福井県市町村消防団員等公務災害補償等組合への加入について

昭和46年11月16日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の規定により、消防団員等公務災害補償等に関する事務を共同処理するため、昭和46年10月1日から別紙規約により、福井県市町村消防団員等公務災害補償組合に加入するものとする。

福井県市町村消防団員等公務災害補償等組合規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は、福井県市町村消防団員等公務災害補償等組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する市町村)

第2条 この組合は、別表に掲げる市町村及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の規定による一部事務組合(以下「組合市町村」という。)をもつて組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 この組合は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第15条の7の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法(昭和23年法律第186号)第36条の2の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償、水防法(昭和24年法律第193号)第6条の2の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償及び同法第34条の規定による水防に従事した者に係る損害補償並びに災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する事務並びに消防組織法第15条の8の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務並びに消防組織法第12条に定める消防吏員及び消防団員(常勤の消防団員を含む。)に賞じゆつ金を授与する事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 この組合の事務所は、福井市に置く。

第2章 組合の議会

(組合の議員の定数)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合の議員」という。)は、次の各号に掲げる職にある者をもつてあて、その定数は、当該各号に掲げる数の総数とする。

- (1) 市の長 8人
- (2) 福井県町村会の会長、副会長及び理事 8人
- (3) 福井県市議会議長会の会長及び副会長 2人
- (4) 福井県町村議会議長会の会長及び副会長 3人

2 組合の議員が、第8条第2項の規定により、組合長又は副組合長に選挙されたときは、組合の議員としての職務をあわせ行なうことはできない。

(平成16年3月1日・一部改正)

(報酬)

第6条 組合の議員には、報酬を支給しないものとする。

(議長及副議長)

第7条 組合の議会に議長及び副議長1人を置く。

2 議長及び副議長は、組合の議員のうちから、組合の議会において選挙する。

第3章 組合の執行機関

(組合長、副組合長及び収入役)

第8条 組合に組合長及び副組合長1人を置く。

2 組合長及び副組合長は市町村の長のうちから組合の議会において選挙する。

3 組合長及び副組合長の任期は、2年とする。

4 組合長又は副組合長が市町村長の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず、組合長又は副組合長の職を失う。

5 組合長に事故があるとき又は欠けたときは、副組合長がその職務を代理する。

6 副組合長にも事故があるとき又は欠けたときは、組合長の指定する吏員が、その職務を代理する。

7 組合に収入役を置かず、組合長が収入役の事務を兼掌する。

8 組合長及び副組合長には、給料を支給しないものとする。

(吏員その他の職員)

第9条 組合に吏員その他の職員を置く。

2 前項の職員は組合長が任免する。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、組合の議員及び知識経験を有する者のうちからそれぞれ1人を、組合長が議会の同意を得て選任する。

3 監査委員の任期は3年とする。

4 組合の議員のうちから選任された監査委員が組合の議員の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず監査委員の職を失う。

5 監査委員は非常勤とする。

第4章 組合の経費の支弁の方法

(組合の経費の支弁の方法)

第11条 組合の経費は、次の収入をもつて支弁する。

- (1) 市町村分賦金
 - (2) 補助金
 - (3) 組合の財産から生ずる収入
 - (4) その他の収入
- (市町村分賦金)

第12条 組合市町村は次に掲げる基準に基づき算定された金額の合計額を分賦金として負担する。

- (1) 前年度の10月1日現在における市町村の非常勤消防団員及び非常勤水防団員の条例で定める定員を毎年度予算で定める額に乗じて得た額(但し、賞じゆつ金の授与に関する費用にあてるための分賦金の算定については消防吏員及び常勤消防団員の定員を加算した定員とする。)
 - (2) 市町村の人口(地方自治法第254条の規定による人口によるものとし、地方自治法施行令第177条第1項に規定する場合に該当する市町村の人口については同項の規定により知事の告示した人口によるものとする。))を毎年度予算で定める額に乗じて得た額
 - (3) 市町村の廃置分合があつた場合において、当該廃置分合によつて新たに設置された組合市町村の廃置分合の属する年度の市町村分賦金は、当該廃置分合による組合市町村の新たに設置された日の前年度の10月1日とみなして前2号の規定の例により算定した額とする。
 - (4) 毎年度予算で定める平均割額
- 2 前項の分賦金は4月25日まで及び10月25日までの2回に分割して割合に納付しなければならない。
(平成16年3月1日・一部改正)

附 則

- 1 この規約は、昭和47年1月1日から施行する。
- 2 この規約施行の際、現に在職する監査委員は、次の組合議会において新しく監査委員が選任されるまでの間、なお従前の例により在職するものとする。

附 則(平成16年3月1日)

この規約は、知事の許可の日から施行する。

附 則(平成17年11月7日)

この規約は、許可の日から施行する。

別表

(平成16年3月1日・平成17年11月7日・一部改正)

福井地区消防組合

鯖江・丹生消防組合

南越消防組合

敦賀美方消防組合

若狭消防組合

吉田地区消防組合

嶺北消防組合

勝山市 三国町 丸岡町 宮崎村

大野市